

○財務省告示第二百五十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年七月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百三十
十回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等
四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

・別債行争非者特国札非
 第参市及入価者・別債発競
 II加場び札格第参市行争
 非者特国発競I加場入

争市る参てしび価一を場で競競とて価
 入場も加、た価国を定特あ争争す得格
 札特の者財後格債定め別つ争争入るらを
 行参によごとににににににににににににに
 一参加るににににににににににににににに
 と者発行(以下一
 いう。II非価格競

込募各割各当も各
 み限度債市ての申
 の度額市場。らみ
 応募額の特。応のう
 募額を案分に
 を割りにおいて各
 割りにおいて各
 割りにおいて各

十 十		九 八		七		
イ 一		二		ハ		
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額		
入 札 発 行 行 争 格		行 争 非 者 特 国 債 市 場		行 争 非 者 特 国 債 市 場		
額 面 金		札 格 第 II 加 場		札 格 第 I 加 場		
平 成 二 十 五 年 七 月 十 六 日		五 万 円		九 二 八 二 万 二 千 六 百 七 十 九 千 九 百 十 九 円		
厘 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 四 百 八 十 九 億 五 千 七 百 七 十 二 千 九 百 六 十 九 千 九 百 十 九 円	二 兆 六 千 七 百 六 十 億 二 千 百 十 九 千 九 百 十 九 円	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

厘 額
面 金 額
百 円 に つ き
百 円 十 銭
六

(一) 年 ○ ・ 二 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座につき、又は、前記の金額に
にり、算出した金額から、該金
よりに、百分の二十・三・五を
額に、金額の二・三・五を、
じ、た、金額の二・三・五を、
を、発、行、時、に、お、い、て、
が、非、居、住、者、に、お、い、て、
算、出、し、た、金、額、に、
よ、り、算、出、し、た、金、額、に、
居、る、に、

十四 初期利子

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十六年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月に属する

十六 償還金額

平成二十七年七月十五日日本銀行

十七 元金

財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成二十五年七月十六日